

議第197号

呉市きんろうプラザ条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市きんろうプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市きんろうプラザ条例の一部を改正する条例

呉市きんろうプラザ条例（昭和47年呉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第7条 規則で定める施設を使用しようとする者は、1日 <u>346,500円</u> の範囲内において規則で定める額の使用料を市長に前納しなければならない。 2 略	(使用料) 第7条 規則で定める施設を使用しようとする者は、1日 <u>415,800円</u> の範囲内において規則で定める額の使用料を市長に前納しなければならない。 2 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

呉市きんろうプラザの使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。